

志度高校いじめ防止基本方針

香川県立志度高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、『倫理観や遵法精神の育成をはかるとともに、感謝する心や他人を思いやる心を養う』を教育目標の一つとしており、「お互いに心を開いて仲良くする(和)」「自己に対してはあやまちや軽はずみな言動がないように気をつけ、また、他人に対しては尊敬すること(敬)」「目に見える物だけの清らかさでなく、心の中も清らかであること(清)」
「どんな時にも動じない心(寂)」という考えのもと、道徳教育を行っている。

本校において、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを絶対許さないという認識を生徒・教職員全体で共有し、学校が一丸となって取り組むことを基本理念とし、「志度高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

いじめに対する基本的な認識

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめられていても本人が否定する場合や本人が知らないインターネット上のトラブルがあることなどから、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定的に解釈されることのないように努めることも必要である。

具体的な態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品や所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・スマートフォン等でネット上に、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 いじめ防止のための基本的な取り組み

(1)未然防止・早期発見のための措置

- ・一人ひとりに自信を持たせ、コミュニケーション能力を育む教育の充実
- ・わかる授業づくり
- ・道徳教育、特別活動の充実
- ・「人権だより」等による生徒や保護者への啓発
- ・生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・3月）
- ・いじめを訴えやすい体制の整備、実態把握の取り組み
- ・いじめの防止等に関する校内研修の実施、教職員の資質能力向上
- ・情報を確実に共有する取り組み

(2)相談体制の整備

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
- ・相談窓口（校内、校外）の周知等

(3)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルの指導（道徳教育に関する講演会や安全教室の実施・・・年に1～2回）

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの未然防止および早期発見に努めるために、「いじめ防止教育委員会」を設置する。

「いじめ防止教育委員会」

（校長、指導教頭、生徒指導主事、教育相談主任、人権・同和教育主任、学科主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー）

※別紙 校内指導体制及び関係機関参照

3 いじめ事案発生時の対応

本校において、いじめ事案が発生した場合は、「いじめ対策委員会」を組織し、速やかに対応にあたる。

「いじめ対策委員会」

上記「いじめ防止教育委員会」のメンバーに、管理教頭、該当学級担任・部活動顧問、生徒指導担当教員、相談を受けた教職員、スクールソーシャルワーカーなどを追加し組織する。

※別紙 校内指導体制及び関係機関参照

いじめに対して学校が講ずべき措置

- ①いじめの事実確認
- ②いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
- ③いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
- ④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携
- ⑤懲戒・出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置

4 重大事態への対応

【重大事態】とは「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる事態」「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態」を指す。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

- (1) 事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- (2) 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、組織で指導を行う。
- (3) 速やかに保護者に報告し、学校の指導方針に理解が得られるよう丁寧な説明を行う。
- (4) 事案の内容により、教育委員会や警察と連携して適切に対応する。

5 いじめ防止の取組の見直し

いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、年度末にはPDCAサイクルの考え方に従い、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ防止教育委員会」を中心に検証し、もし、期待するような改善が見られなかった場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。